

## 行政効率化推進計画

平成16年6月15日  
行政効率化関係省庁連絡会議  
平成17年6月30日改定  
平成18年8月29日改定

平成16年2月5日に、行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議（以下、連絡会議という。）を設置し、総理の指示を受け、同6月15日には、納税者の視点に立って、有識者やさらに直接国民の声を聞くなどの工夫をしながら、各府省毎に作成した行政効率化推進計画を連絡会議において取りまとめた。

その後、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、各府省において、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議」を開催して行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行うこととされた。

これを受け、昨年に引き続き、各府省別の行政効率化推進計画の改定が行われたところであり、これらの計画を、連絡会議において取りまとめる。

### 1. 基本的考え方

我が国の行政については、危機的な財政事情の下で、国際化、IT化、少子高齢化等の社会の変化に対応した新たな行政ニーズが着実に増大し、同時に、行政サービスの質的向上も求められている。

他方、民間においては、90年代末以降、徹底した経費節減への取り組みを強化してきている。

このような環境において、各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行い、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する必要がある。

なお、各府省は、所管の独立行政法人等に対しても、それぞれの取り組みを参考にしつつ、効率化を進めるよう要請する。

また、各地方公共団体に対しては、自らの行政の効率化に積極的に取り組むに当たって、本計画における国の取り組みも十分参考にしよう周知を図る。

## 2. 主要な取組み

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

関係府省に共通する主要な取組みを整理すると、以下の通りである。

### (1) 公用車の効率化

各府省の保有する公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成25年度までに約600台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。

これらの取組については、平成19年度に見直しをする。

なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

### (2) 公共調達の効率化

#### 1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等 公共工事

- ・ 予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適合業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

さらに、一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 技術的な工夫の余地がある工事(小規模な工事を除く。)について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要

領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成17年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合を踏まえ、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

- ・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続きの改善のために必要な取り組みを行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- ・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ボンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。

#### 公共工事以外

- ・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- ・ 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。

## 2 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 公共工事については、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。また、優れた企業による競争を促進するため、工事成績データベースを構築・活用するとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。調達物の仕様を設定するに当た

っては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

- ・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

### 3 民間の技術力の活用

- ・ 公共工事について、VE（バリュー・エンジニアリング）方式・設計施工一括方式等を活用する。特に、各府省ごとに入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用を推進する。
- ・ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施する。
- ・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。

### 4 予定価格の適正な設定

- ・ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。
- ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

### 5 随意契約の適正な運用等

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。
- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表する。特に、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。

- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各府省の内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。
- ・ 平成18年6月に各府省が作成した「随意契約見直し計画」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。
- ・ 本省庁ですべての随意契約を一括して公表している場合を除き、本省庁の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。
- ・ 各府省において見直された随意契約に係る決裁体制により、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。  
 なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。
- ・ 少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。

## 6 落札率1事案への対応等

- ・ 各府省ごとに定める一定金額以上の公共調達(予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないを認められたものを除く。)について、落札率を一覧表にして公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。
- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。(再掲)
- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定

価格の設定に努める。

- ・ 調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には、なるべく再度公告入札を行う。

#### 7 国庫債務負担行為の活用

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

#### 8 その他

- ・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。( 過剰仕様等の排除 )
- ・ 電話料金の割引制度の活用を図る。
- ・ 事務用品の一括購入を推進する。
- ・ 電力供給契約の入札を実施する。( 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮した方式について検討を進める。 )
- ・ 電子入札システムの利用を図る。
- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。
- ・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。

### ( 3 ) 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト縮減については、平成9年度からの取組を踏まえて平成12年度に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト縮減について取組を実施することに加え、平成15年度からは、平成15年9月に策定された「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革の

取組を推進することとする。

当該プログラムに基づき、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達の最適化に向けての施策を実施し、平成14年度までの2割以上のコスト縮減(平成8年度比。物価の下落等を含む。)に加え、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、物価の下落等を除き、15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

#### (4) 電子政府関係の効率化

##### (1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

各府省に共通する業務・システム(23分野)及び個別府省の業務・システム(62分野)について、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。

その際、各々の最適化計画に示された運用経費の削減(合計1,229億円)及び業務処理時間の削減(合計4,750万時間/年)を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す。このため、業務・システムの最適化推進に当たりより効果的なものとするため、実施内容について不断に改善・見直しを行うものとする。

##### ア. 各府省に共通する業務・システム

###### 業務・システムの最適化

- ・各府省に共通する業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示する。

###### 行政組織等の減量・効率化

- ・「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。
- ・その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

## イ．個別府省の業務・システム

### 業務・システムの最適化

- ・旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示する。
- ・また、旧式（レガシー）システムについては、システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

### 行政組織等の減量・効率化

- ・可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。特に、旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の減量・効率化を図る。
- ・また、最適化の実施に伴う新システムへの実際の移行に当たっては、更なる業務の見直しを行う。なお、最適化の実施に先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

## （２）オンライン化の推進とそれに対応した減量・効率化

### ア．オンライン化の推進

- ・関係府省において、具体的利用促進措置等を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、2010年度までに利用率50%以上の目標を確実に達成するため、処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、添付書類の原則省略、電子署名の簡略化等オンライン利用促進に向けた取組を着実に推進し、利用率の向上及び業務の効率化を図る。

### イ．オンライン化に対応した減量・効率化

- ・オンライン化による減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続の2割以上について、手続の削減、統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。特に年間申請件数が10万件以上の手続については、「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な実施に



より、思い切った簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

- ・電子入札について、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとした情報通信技術の活用などにより、全面的な実施を推進する。

### （５）アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組みうる施設・設備等の管理業務（庁舎の警備・清掃、公務員宿舎の管理人業務等）、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務、文書等の梱包・発送業務等について、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについては、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進する。

市場化テストについては、公共サービス改革法に基づき、ハローワーク関連業務及び国民年金保険料の収納事務について、本格導入を図る。また、登記事項証明書交付等の証明事務について市場化テスト実施等の民間委託に向けた試行を行う。

### （６）IP電話の導入等通信費の削減

通信費の削減を図るため、農林水産省及び特許庁は平成16年度から、財務省においては平成17年度から、内閣府・内閣官房においては平成18年度からIP電話の導入を開始しており、また、厚生労働省・環境省においては平成18年度中にIP電話の導入を予定している。

さらに、文部科学省・金融庁においては平成20年1月の庁舎移転に向けて、導入を検討しているところである。

それ以外の省庁についても、IP電話対応の交換機の導入を進めたり、技術面・費用面での動向を踏まえつつ、引き続き検討を実施

するなど、IP電話の導入に向けて取り組んでいるところである。  
また、これらの取り組みと併せて、引き続き、電話料金の各種割引制度の活用等を進めていく。

IP電話の導入による平成18年度予算等における削減効果(見込み)

(IP技術の導入による通信費等の削減を含む)

63,936千円

(内訳)

財務省	1,332千円
特許庁	7,000千円
農林水産省	1,283千円 <sup>1</sup>
国土交通省	5,412千円 <sup>2</sup>
警察庁	48,909千円 <sup>2</sup>

1 農林水産政策研究所、地方支分部局

2 一部中継網等をIP化

## (7) 統計調査の合理化

時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用し易い形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進する。

### 1 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、業務の徹底的な合理化・効率化により、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

### 2 ITの活用

調査票の配布・収集のオンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び情報通信技術を活用した結果提供の高度化を図る。

なお、業務・システムの最適化については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、各府省におい

て取り組む。

### 3 アウトソーシング

集計、データベースの作成・提供、実査等の統計事務のうち民間委託により対応可能な分野については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ)及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。

### 4 その他

類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。

## ( 8 ) 国民との定期的な連絡に関する効率化

国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。例えば、以下のような取組みを行う。

- ・ これまで書面により行われていた手続(所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税及び申請・届出等)をインターネット等でも行うことができる国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。
- ・ 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーで受け付けている年金見込額及び年金加入状況の照会において、年金見込額照会の対象年齢を平成 18 年 3 月から 55 歳以上の者から 50 歳以上の者に引き下げるとともに、本人への郵送による回答に加え、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を実施することにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。
- ・ 年金受給者の確認(生存確認)について、現況届(はがき形式)

の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。(18年10月より実施)

#### (9) 出張旅費の効率化

- ・ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。  
特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。  
各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。
- ・ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。(例えば、最新の技術動向等を踏まえ、テレビミーティング等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図る。)

#### (10) 交際費等の効率化

- ・ 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。
- ・ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

#### (11) 国の広報印刷物への広告掲載

国の広報印刷物については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成18年度においても広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。

## ( 1 2 ) 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

### 1 エネルギー使用量の抑制

- ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
- ・ 「地球温暖化政府実行計画に基づく取組の強化等について」（平成18年3月31日「地球温暖化対策関係省庁連絡会」「公的機関の省CO2対策の率先的導入の検討WG」合同会議配付資料）に盛り込まれた、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。
- ・ 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達効率化を図る。その際、省CO2化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している競争参加資格の設定による方式や、総合評価落札方式など様々な選択肢を視野に更なる検討を進める等、一層の活用の促進を図る。

### 2 資源の節約

- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
- ・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
- ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。

## 3 . 今後の進め方

各府省は、内閣官房、総務省行政管理局および財務省主計局と協力して、毎年予算案決定後、各府省別行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

また、各府省は、引き続き行政の効率化に向けた取り組みを行い、来年の概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議」の議論の結果も踏まえ、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

なお、各府省は、連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。